

フラット35 新築 手数料のご案内

一般財団法人 神奈川県建築安全協会

■一戸建て等の場合（消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円）

申請区分	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	竣工済特例【設計・竣工現場検査】※1
協会で建築確認を受ける住宅	4,000	7,000	9,000	29,000
他機関で建築確認を受ける住宅	7,000	17,000 (7,000)	18,000	39,000

※ 連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた額とする。

※1 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅について、特例として竣工後に設計検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。

※2 住宅瑕疵担保責任保険の現場検査と同時に中間現場検査を行う場合は（ ）内の料金とする。

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に、上記の料金に加算する額（※3）（※4）

適用する性能	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	竣工済特例【設計・竣工現場検査】※1	設計検査後の変更※2
耐震性	15,000	5,000	4,000	—	7,500
免震建築物	3,000	2,000	4,000	—	—
耐久性・可変性	3,000	2,000	3,000	8,000	—
省エネルギー性	30,000	1,000	11,000	42,000	15,000
バリアフリー性	3,000	1,000	4,000	9,000	—
断熱等性能等級（性能基準）※5	—	1,000	6,000	—	10,000
断熱等性能等級（仕様基準）※5	—	1,000	6,000	—	7,500
一次エネルギー消費量等級4 ※5	—	1,000	11,000	—	15,000

※ 連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた額とする。

※1 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅について、特例として竣工後に設計検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。

※2 同計算ルート内の変更で、かつ計算等を伴う変更に限る。

※3 長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物新築等認定通知書、住宅事業建築主基準に係る適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、建設住宅性能評価書又は次世代住宅ポイント対象住宅証明書を活用する場合を除く。

※4 BELS 評価書又は設計住宅性能評価書を活用する場合は、設計検査料金を加算しない。ただし、BELS 評価書は当協会で取得したものに限る。

※5 令和2年12月28日までに設計検査申請を受け付けたものに限る。

■共同建ての場合（消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円）

申請区分	設計検査	竣工現場検査
協会で建築確認を受ける住宅	5,000+2,500×N	8,000+2,500×N
他機関で建築確認を受ける住宅	8,000+5,000×N	9,000+5,000×N

N：適合証明の対象として申請される1棟の住戸数

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に、上記の料金に加算する額

適用する性能	設計検査	竣工現場検査
耐震性	10,000+3,000×N	4,000+1,000×N
免震建築物	5,000+2,000×N	2,000+1,000×N
耐久性・可変性※1	4,000+1,000×N	4,000+1,000×N
バリアフリー性		

N：適合証明の対象として申請される1棟の住戸数

※1 特に優良な住宅基準を除く。

※ 省エネルギー性は、別途協議とする。

■遠隔地加算（消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円）

相模原市緑区、愛甲郡清川村、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町	5,000
--	-------